

公募型プロポーザル募集に関する訂正事項

公募案件名	京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業（その 2）
-------	---------------------------------------

※ 以下の訂正を行いますので、遺漏なくお取り扱いいただきますようお願いいたします。訂正版を当該 WEB サイトにアップしましたので、お手持ちの資料を差し替えていただきますようお願いいたします。

NO.	該当箇所			訂正内容
	資料名	頁	項目	
1	公募型プロポーザル募集要項	12	11, (2), カ, 2 段落目	<p>（訂正前）なお、非常用照明 電池別置については、該当する適当な器具がない場合は、「電池内蔵型を設置」するか「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」することとし、「電池内蔵型を設置」する場合に必要な配線工事は事業提案者負担となるため、当該様式には計上しない。また、「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」する場合は、当該様式には一般照明、専用型非常用照明、穴あけ作業費（アスベスト含有みなし（レベル3 想定)), 処分費等の必要な費用を合算した 1 組当たりの単価を記載すること。</p> <p>（訂正後）なお、非常用照明 電池別置については、該当する適当な器具がない場合は、「電池内蔵型を設置」するか「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」することとし、「電池内蔵型を設置」する場合に必要な配線工事は事業提案者負担となるため、当該様式には計上しない。また、「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」する場合は、当該様式には一般照明、専用型非常用照明、穴あけ作業費、処分費等の必要な費用を合算した 1 組当たりの単価を記載すること。</p>
2	照明器具・工事仕様書	P3	3, (10)	<p>（訂正前）施工のために天井に穴あけ加工が必要な場合は、アスベスト含有みなし（レベル3 相当）として対応し、事業者負担で行うこと。</p> <p>（訂正後）項目削除</p> <p>※ 照明器具・工事仕様書 P3 3, (10)については空白とし、(11)以降の項番号を繰り上げるといった対応は行わない。</p>

NO.	該当箇所			訂正内容
	資料名	頁	項目	
3	様式第5号		(注) 3	<p>(訂正前)「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業」には、「該当する」又は「該当しない」と記載すること。当該する場合は、中小企業基本法第2条第1項の該当する号数を記載すること。</p> <p>(訂正後)「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業」には、「該当する」又は「該当しない」と記載すること。当該する場合は、中小企業基本法第2条第1項の該当する号数を記載すること。なお、中小企業基本法を除くその他政令による中小企業に該当する場合は、該当する政令等を下記括弧内に記載すること。</p> <p>()</p>
4	様式第16号		※3	<p>(訂正前)※3 非常用照明 電池別置については、該当する適当な器具がない場合は、「電池内蔵型を設置」するか「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」することとし、「電池内蔵型を設置」する場合に必要な配線工事は事業提案者負担となるため、当該様式には計上しない。また、「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」する場合は、当該様式には一般照明、専用型非常用照明、穴あけ作業費(アスベスト含有みなし)、処分費等の必要な費用を合算した1組当たりの単価を記載すること</p> <p>(訂正後)※3 非常用照明 電池別置については、該当する適当な器具がない場合は、「電池内蔵型を設置」するか「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」することとし、「電池内蔵型を設置」する場合に必要な配線工事は事業提案者負担となるため、当該様式には計上しない。また、「一般照明及び専用型非常用照明器具を近接して増設」する場合は、当該様式には一般照明、専用型非常用照明、穴あけ作業費、処分費等の必要な費用を合算した1組当たりの単価を記載すること</p>